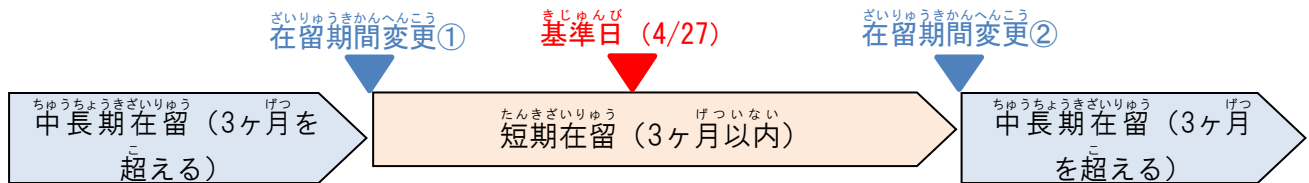


【お金を 受け取れる人の イメージ (例)】



○在留期間変更①により、住民票が消されるので、基準日には住民基本台帳に記録されていない状態になります。しかし、在留期間変更②によって、住民票が作られ、住民基本台帳に記録されている状態になります。

○このような人は、「特別定額給付金 給付事業について」(2020年4月30日に総務省 自治行政局 地域政策課 特別定額給付金室長 発 事務連絡)からお知らせした「特別定額給付金 給付事業 実施要領」第1章 第3の「基準日の前に、住民基本台帳法 (昭和42年 法律第81号) 第8条の規則によって住民票を消されていた人で、基準日の日も日本で生活していたが、どの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、基準日の次の日以降初めて住民基本台帳に記録されることになったもの」に当てはまり、お金を受け取れる人として取り扱っても問題ないことになります。